

# 青森県報

第四千二百二十九号

平成二十八年  
十一月二十四日  
(木曜日)

## 目次

### 告示

- 中小・中堅企業賃上げ・一時金要求・受結調査の実施………(労政・能力開発発課) ……一
- 公有水面埋立て工事のしゅん功認可………(漁港・漁場整備課) ……一
- 公告
- 特定漁港漁場整備事業の一部廃止の公表………(漁港・漁場整備課) ……二

## 告示

青森県告示第七百二十七号

中小・中堅企業賃上げ・一時金要求・受結調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例(平成二十一年三月青森県条例第十二号)第三条の規定により告示する。

平成二十八年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 調査の目的

県内の民間中小・中堅企業の賃金実態を明らかにし、安定した労使関係の構築のための基礎資料を得ることを目的とする。

### 二 調査対象の範囲

県内全域の従業員三百人未満の民間企業等の労働組合

### 三 報告を求める事項及びその基準となる期日

### 1 報告を求める事項は、次に掲げる事項とする。

- (一) 従業員数、業種、所定内給与額
- (二) 一時金要求の有無
- (三) 一時金の要求日、要求額
- (四) 一時金の受結日、受結額
- (五) 一時金の受結時期

### 四 報告を求める者

平成二十七年年度の労働組合基礎調査で把握している従業員数三百人未満の民間企業等労働組合百五十組合とする。

### 五 報告を求めるために用いる方法

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

報告を求める期間 平成二十八年十一月二十五日から同年十二月十六日までとする。

青森県告示第七百二十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十四年十二月二十七日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、平成二十八年十一月十五日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日までに五所川原市役所に備え置いて閲覧に供される。

平成二十八年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

#### 1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

#### 2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

五所川原市十三通行道一一六番一及び一一七番一の地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、 の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 X座標 プラス一一三四五七・二八六

Y座標 マイナス四三〇五〇・四〇七

の地点 X座標 プラス一一三四五七・二八六

Y座標 マイナス四三〇六三・三三三

の地点 X座標 プラス一一三四五七・二八六

Y座標 マイナス四三一八・六五七

の地点 X座標 プラス一一三五三七・二八六

Y座標 マイナス四三一八・六五七

の地点 X座標 プラス一一三五三七・二八六

Y座標 マイナス四三一八・六五七

の地点 X座標 プラス一一三五二九・〇三六

Y座標 マイナス四三〇八〇・五七九

の地点 X座標 プラス一一三五二九・〇三六

Y座標 マイナス四三〇八〇・五七九

の地点 X座標 プラス一一三七八七・四九一

Y座標 マイナス四三〇八〇・六一一

の地点 X座標 プラス一一三七八七・四七三

Y座標 マイナス四三〇三三・二九三

の地点 X座標 プラス一一三七八七・四六八

Y座標 マイナス四三〇一七・八一三

の地点 X座標 プラス一一三七四五・二五三

Y座標 マイナス四三〇二三・六〇一

の地点 X座標 プラス一一三七三九・〇三四

3 面積

二二、九三二・三二平方メートル

の地点 Y座標 マイナス四三〇二四・四五三  
X座標 プラス一一三七三〇・二八三

の地点 Y座標 マイナス四三〇二五・六五三

の地点 X座標 プラス一一三六〇〇・二八四

Y座標 マイナス四三〇四一・六五三

公 告

特定漁港漁場整備事業の一部廃止の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第十二項の規定により、佐井地区に係る特定漁港漁場整備事業の一部を廃止したので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成二十八年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

次に掲げる事項を記載した書類を青森県農林水産部水産部漁港漁場整備課及び下北地域県民局地域農林水産部下北地方漁港漁場整備事務所（以下「整備事務所」という。）に備え置いて縦覧に供する。

- 一 廃止の理由
- 二 特定漁港漁場整備事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項
- 三 事業実施箇所の機能の發揮に関する事項
- 四 廃止したことによる影響に関する事項
- 五 今後の課題と対応に関する事項

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東興印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭